

ひおきマルシェ出店取扱要領

1 各区分の出店要件

出店者は、出店を希望する区分の用件を満たすものとする。

- (1) 飲食、農産物、特産品、菓子などの製造・加工品、キッチンカー
ア 日置市内に販売店舗を有し、申請日より直近の1か月間に常時営業（定休日は除く）しているもの。（実行委員会が認めるものは除く。）
イ キッチンカーについては、営業者が日置市内に住所を有しておりますり、移動販売許可を取得しているもの。

留意事項

- 通常、事業者で取り扱っている品物、飲食の販売に限る。ただし、実行委員会が認めた場合、この限りではない。
- 生産物賠償責任保険(PL保険)等に加入していること

(2) 雑貨販売、ハンドメイド雑貨販売、フリーマーケット

ア 事業者

日置市内に販売店舗を有し、申請日より直近1か月間に常時営業（定休日は除く）しているもの。

イ 個人

日置市内に住所を有しているもの。

雑貨・ハンドメイド雑貨の販売

販売店舗で取り扱う雑貨、出店者で制作した雑貨など(飲食物は除く)の販売、ものづくりワークショップの開催。

フリーマーケット

自宅で不要となった衣類や雑貨などの中古品の販売。

2 出店条件

出店者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- 本イベントの趣旨に賛同し、SNSや店頭ポスター及びチラシなどにより、本イベントの告知を行うこと。
- 宗教的活動又は政治的活動に該当しないこと。
- 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団等と密接な関係にない者。
- 出店の権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- 市場価格を基準とし、不当な価格での販売等をしないこと。
- 指定された日時及び場所以外において、営業行為(呼込み等を含む)を行わないこと。
- イベントの運営に支障をきたす行為をしないこと。
- 運営側の指示に従うこと。

3 出店手数料及びテントのサイズについて

出店者は、以下の定める手数料を負担すること。支払方法や支払い期限は、出店決定後に通知する。

出店区分及びテントサイズ	手数料
飲食①(会場で調理した食事を提供) テントサイズ(1区画) W3.6m × D3.6m ※テントは実行委員会で設置(テント持込み不可)	1 区画(コマ) 10,500円/日
飲食②(調理済みの食事を提供) テントサイズ(1区画) W3.6m × D3.6m 以内 ※テント持込み可。希望があれば、実行委員会で設置。	<ul style="list-style-type: none"> ・テント持込みの場合 1 区画(コマ) 4,500円/日 ・テント設置希望の場合 1 区画(コマ) 10,500円/日 <p>※上記金額はテント経費相当額6,000円を含んだ額。</p>
キッチンカー	1 台 4,500円/日
農産物、特産品、菓子など製造・加工品など テントサイズ(1区画) W3.6m × D3.6m 以内 ※原則、テント持込み	<ul style="list-style-type: none"> 1 区画(コマ) 3,500円/日 ・テント設置希望の場合 1 区画(コマ) 9,500円/日 <p>※上記金額はテント経費相当額6,000円を含んだ額。</p>
雑貨、ハンドメイド雑貨① テントサイズ(1区画) W3.6m × D3.6m 以内 ※テント持込み必須	1 区画(コマ) 3,000円/日
雑貨、ハンドメイド雑貨② テントサイズ(1区画) W3.6m × D1.8m ※テントは実行委員会で設置(テント持込み不可)	1 区画(コマ) 2,000円/日
フリーマーケット テントサイズ(1区画) W3.6m × D1.8m ※テントは実行委員会で設置(テント持込み不可)	1 区画(コマ) 2,000円/日
電気料 2口まで無料 3口以上使用の場合	1 口増える毎に 1,000円/日

※飲食、農産物、特産品、菓子などの製造加工品、キッチンカーの出店については、水道料金(500)円を一律負担とする。

※協賛企業については、出店手数料(テント経費も含む)免除とする。

※学生については、1区画に限り出店手数料(テント経費も含む)免除とする。

4 出店申込み

出店を希望する者は、下記の書類を持参、郵送、FAXのいずれかの方法により、令和8年1月28日(水)午後5時(必着)までに提出すること。

【提出書類】

- ・令和7年度第4回ひおきマルシェ出店申込書・・・別紙①
 - ・暴力団などの排除に関する誓約書兼同意書・・・別紙②
 - ・販売店舗の写真添付台紙・・・別紙③
- ※販売店舗なしの場合、添付不要。
- ・(臨時)営業許可書(写し)について

食品を販売(提供)する場合、伊集院保健所にて(臨時)営業許可申請手続きが必要です。既に許可書を取得している場合、申込書と併せて許可書の写しを1部提出すること。新たに取得が必要な場合は、出店者の責任において各種法令を確認の上、各自で必要な申請等を行い、令和8年2月6日(金)までに許可書の写しを1部提出すること。

※(臨時)営業許可申請に係る手数料については、出店事業者の負担とする。

【提出先】

ひおきマルシェ実行委員会(日置市商工会伊集院本所内)

〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1813番地7

TEL 099-272-2222

FAX 099-272-2153

【お問い合わせ先】

ひおきマルシェ実行委員会事務局(日置市役所商工観光課内)

担当 畠田、寺田

〒899-2592 日置市伊集院町郡一丁目100番地

TEL 099-248-9409

FAX 099-273-3063

5 準備及び片付け

出店に必要な設備及び備品は、次のとおり各自で準備すること。

また、撤収時は、出店者の責任において、適正に片付けを行い原状に戻すこと。

(1) テント、机、イス

ア 持込みテントを使用する場合、重しによる固定を必須とし、ペグ等の打込みは禁止とする。土嚢が必要な場合は、必ず申込書に必要数を記入すること。

イ キッチンカー以外の出店については、1区画あたり、机2台・イス2脚を上限に実行委員会が用意する。

(2) 電気

電気配線を必要とする場合、各ブースにつき2口までは無料で設置が可能です。追加が必要な場合は、必要数に応じて別途手数料(1口1,000円)を負担すること。

(3) 水道

会場内に数ヶ所、共同水栓を設置しますが、飲用は不可です。
各自、貯水タンク等を設置すること。

(4) 火気

火気の使用は可能とするが、設備(電源は除く)は、出店者において用意すること。また、火気を使用する場合は、必ず消火器を設置すること。

(5) ゴミ箱

会場内には実行委員会にてゴミ箱を設置します。ただし、ラーメンや豚汁などの汁物を販売される場合は、残汁処理のためのバケツ等を出店者にて準備すること。

6 出店の決定

- (1) 出店の決定は、実行委員会において出店申込書などの提出書類を基に審査を行い、出店の許可・不許可を決定し、その結果を令和8年2月18日(水)までに出店申込者に通知する。
- (2) 応募多数の場合は、厳正な抽選の上、出店事業者を決定する。
- (3) 出店場所は厳正な抽選の上、実行委員会にて決定する。

7 出店の取消等

出店要領に違反していることが認められる場合は、出店の取消又は今後の出店禁止などの措置をとる。

8 その他

- (1) 天災及び荒天等、不可抗力が原因のイベント開催中止によって生じた損害などについては、補償しない。
- (2) 出店者の都合により出店を辞退する場合は、いかなる場合も出店料の返金はしない。
- (3) 主催者は、出店者の提供した飲食物による食中毒や提供するサービスに関するトラブルについては、一切責任を負わず、トラブルが発生した場合は、出店者の費用と責任において対応すること。
- (4) 本実行委員会で発行する領収証などについて、インボイス制度の対象外です。御了承ください。